# いこ増ッスルクラブ 入会規定

(目的)

第1条 いこ増ッスルクラブ(以下「本クラブ」という)は、スポーツをより身近なものと実感してもらい、スポーツの楽しさを知り、スポーツ活動等を通じて仲間と出会い、地域住民が明るく笑顔で、いつまでも元気に暮らすことができる社会を実現することを目的とします。

(事業)

第2条 本クラブは、前条の目的を達成するため次の事業を行います。

- (1)各種スポーツ教室や文化教室の開催
- (2)スポーツイベント・各種スポーツ大会の開催

(適用)

第3条 本規定では、本クラブの会員すべてに適用されます。入会申込みは、本規定の内容に同意し、承諾していただくことが前提です。

#### (入会資格)

第4条 本クラブは、原則として生駒市内に在住する方、在勤する方、在学する方及び本クラブに賛同する方とします。

- 2. 本規定及び本クラブの諸規則を順守する方(なお未成年の場合は親権者の同意を必要とします)。
- 3. 反社会的な勢力もしくは団体に関与していない方。
- 4. 医師等により運動を禁じられておらず、本クラブの事業に参加し支障がないと自己責任において申告された方。
- 5. 本クラブが適当だと認めた方。

### (諸手続き)

第5条 本クラブに入会しようとする方は別紙入会承諾書及び申込書に記入し、本クラブに提出するものとします。

- 2. 申込書記入内容に変更が生じた場合は速やかに本クラブに届け出なければなりません。
- 3. 退会をしようとする場合は書面をもって本クラブに届けるものとします。

### (会員証)

第6条 本クラブは会員に対し会員証を交付します。

- 2. 会員は本クラブの事業に参加するときには会員証を提示しなければなりません。
- 3. 会員証は本人のみが使用することができ、本人以外の者は使用できません。
- 4. 会員は会員証を紛失した場合は速やかに届け出て本クラブで再発行の手続きをとらなければなりません。

### (参加の禁止及び退場)

第7条 本クラブは、以下の各項に該当する方の参加を禁止し、または退場を命じることができます。

- ①刺青(タトゥー含む)などのある方。
- ②反社会的な勢力もしくは団体に関与している方。
- ③本クラブの諸規則を順守しない方。
- ④医師等に運動を禁じられている方。
- ⑤妊娠中の方。
- ⑥伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾患を有する方。
- (7)酒気を帯びている方。
- ⑧本クラブが不適当と認めた方。
- ⑨その他施設を利用することが困難であると本クラブが認めた方。

# (会員資格の除名)

第8条 本クラブは、会員が以下の各項の一に該当するときは、当該会員を解除することができます。

- ①本クラブの名誉、信用を傷つけたとき。
- ②本クラブの定めた諸規則に違反したとき。
- ③会費を滞納し、本クラブからの催告に応じないとき。
- ④本クラブに対し虚偽の申告をし、または重大な事実を隠匿したことが判明したとき。
- ⑤ 運営秩序を乱すおそれがあると本クラブが認めたとき。
- ⑥他の会員に迷惑となる行為をしたと本クラブが認めたとき。
- ⑦その他会員としてふさわしくない言動があったと本クラブが認めたとき。

### (会員資格の譲渡)

第9条 本クラブの会員資格は、本人限りとし譲渡または相続その他の包括的な権利を継承することはできません。

## (会費及び金券)

第10条 本クラブの事業は年会費及び年間参加費をもって運営します。年会費には、保険料・事務手数料を含みます。

- 2. 一旦納入された会費は、原則として返還しません。
- 3. 年会費については、入会月を含む12ヶ月間とします。
- 4. 諸事情で事業が中止及び振替ができない場合も本クラブの取り決めに従うものとします。

## (事故の責任)

第11条 会員は、本クラブの活動に際し諸規定及び施設管理責任者ならびに実技指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとします。

2. 盗難、傷害等の事故が起きても、本クラブならびに実技指導者等に対し、一切の損害賠償責任を請求しないものとします。

# (傷害保険への加入)

第12条 会員は、スポーツ傷害保険に加入しなければなりません。本クラブでは、その活動中の傷害については、スポーツ傷害保険の対象範囲のみで対応するものとします。